

介護職員等の処遇改善について

2020年4月1日

当法人は、介護職員等の処遇改善について

賃金の処遇改善方法として、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しています。

また、令和元年10月より、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）の算定を届け出ています。

賃金以外の処遇改善方法として、下記のとおり取り組んでいます。

① 資質の向上

- ・介護福祉取得を目指すものに対する実務者研修受講支援
- ・専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する認知症ケア、サービス提供責任者、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・キャリアアップ制度と人事考課との連動

② 労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇、退職制度に係る研修受講による雇用管理改善対策の充実
- ・腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト浴の介護機器等導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・心の健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

③ その他

- ・ホームページの活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・地域の住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・いきいきネットに参加
- ・非正規職員からの正規職員への転換